

釧路地区バスケットボール協会 U12 部会兼釧路地区ミニバスケットボール連盟規約

第一章 総 則

- 第1条 本連盟は、「釧路地区バスケットボール協会 U12 部会兼釧路地区ミニバスケットボール連盟」と称する。
- 第2条 本連盟は、ミニバスケットボールを通して、児童期における心身の健全な発達を図り、その技術を向上させるために必要な事業を行い、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本連盟は、北海道バスケットボール協会 U12 部会兼北海道ミニバスケットボール連盟に加盟し、釧路管内及び根室管内に所属する団体をもって構成する。
- 第4条 本連盟の事務局は、事務局長所在校に置く。

第二章 事 業

- 第5条 本連盟は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 各種競技会の主催、主管または後援
 2. 各種競技会に対する役員の派遣
 3. 競技力向上に関する研究及び指導並びに競技規則の研究
 4. 各種講習会の開催並びに講師派遣、招聘
 5. 審判員の派遣並びに養成
 6. その他の目的を達成するために必要な事業

第三章 役 員

- 第6条 本連盟には、次の役員を置く
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 理事長 1名
 4. 事務局長 1名
 5. 各委員会委員長（審判・競技・強化・普及・広報に各1名）
 6. 会計
- 第7条 本連盟の会計監査は、理事長が行う。
- 第8条 本連盟に名誉会長1名、並びに顧問若干名を置くことができる。
- 第9条 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。
- 第10条 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
- 第11条 理事長は総会より委任された事業、その他必要な事項を規約に基づき執行・処理・運営の責にあたる。また、事務局・各委員会の動向を把握し、適切な活動が推進されるように、その一切を監督する。
- 第12条 事務局長は理事長の指示に基づき、庶務一切の事務的事項を処理する。

- 第13条 各委員会委員長は、各委員と連携し、それぞれの担務を遂行する。
- 第14条 会計は本連盟の会計一切の事務を処理する。
- 第15条 監査委員（理事長）は会計の業務を監査し、総会にその結果を報告する。
- 第16条 役員の任期は次の通りとする。
1. 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
 2. 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 増員により選出された役員の任期は前項に準ずる。

第四章 会 議

- 第17条 本連盟の会議は次の通りとし、会長が招集し、理事長が議長となる。
1. 定期総会（年2回）
 2. 臨時総会
 3. 役員会
- 第18条 定期総会は毎年2回（4月・2月）開催し、次の事項を審議する。
1. 連盟総会（4月）
 - ・事業完了報告 及び 会計決算報告
 - ・事業計画案 及び 会計予算案
 - ・各委員会の活動計画
 - ・本規約の改廃
 - ・その他の重要事項
 2. 連盟反省会（2月）
 - ・各委員会の活動反省
 - ・その他の重要事項
- 第19条 臨時総会は会長が必要と認めた時、並びに会員の三分の二以上の要請があった時に開催する。
- 第20条 役員会は第6条に示す役員をもって構成し、総会提出の議案、その他の会務に関する重要事項を審議する。
- 第21条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

第五章 会 計

- 第22条 本連盟の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。
- 第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第六章 付 則

- 第24条 この規約は、平成25年4月6日より施行する。

改定 平成31年4月1日